ドレミ生活介護支援センター　運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社セルフ（以下「事業者」という。）が設置するドレミ生活介護支援センター（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の生活介護（以下「指定生活介護」という。）、就労継続支援Ｂ型（以下「指定就労継続支援Ｂ型」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定生活介護、指定就労継続支援Ｂ型（以下「指定生活介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定生活介護等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、指定生活介護において、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業所は、指定就労継続支援Ｂ型において、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また、一般就労に必要な知識能力が高まった者に対して、一般就労への移行に向けて支援する。

３　指定生活介護等の提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　指定生活介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　ドレミ生活介護支援センター

（２）所在地　兵庫県加古川市尾上町安田６９－３

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員・兼務）

管理者は、職員の管理、指定生活介護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令

を行う。

（２）サービス管理責任者　１名（常勤職員・兼務）

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護等の目標及びその達成時期、指定生活介護等を提供する上での留意事項等（以下、提供するサービスが指定生活介護にあっては「生活介護計画」、提供するサービスが指定就労継続支援Ｂ型にあっては 「就労継続支援Ｂ型計画」という。）を記載した生活介護計画、就労継続支援Ｂ型計画の原案を作成すること。

（ウ）生活介護計画、就労継続支援Ｂ型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画、就労継続支援Ｂ型計画を記載した書面を利用者に交付すること。

（エ）生活介護計画、就労継続支援Ｂ型計画の作成後、生活介護計画、就労継続支援Ｂ型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも半年に１回以上、生活介護計画、就労継続支援Ｂ型計画の見直しを行い、必要に応じて内容を変更すること。

（オ）利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

（カ）利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

（キ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）嘱託医　１名

嘱託医は、利用者に対し、月に１回程度の診察を行う。

嘱託医は、支援時間帯において、常に対応できる体制を整えている。

（４）看護職員　１名以上

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（５）機能訓練指導員　１名以上

機能訓練指導員は、利用者に対し機能訓練及びその指導を行う。

（６）職業指導員　１名以上

職業指導員は、生産活動の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

（７）生活支援員　①指定生活介護　3 名以上（うち 1 名以上が常勤職員）

②指定就労継続支援Ｂ型　１名以上

（職業指導員、生活支援員のうち１名以上が常勤職員）

生活支援員は、利用者に対し日常生活の介護、相談及び援助を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、8 月 13 日から 8 月 15 日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。なお、会社が定めた日を休業日とする場合がある。
また、事業所が必要と認めた上で、予め利用者に申告をする場合においては、土曜日若しくは日曜日に営業し、集団療育の一環として、外出プログラム等のイベントを実施する場合がある。

（２）　営業時間　午前 8 時 45 分から午後 5 時 45 分までとする。

（障がい者・児を通じての営業時間とする。）

（３）サービス提供日　営業日と同様とする。

（４）サービス提供時間

①生活介護　午前 10 時から午後 4 時までとする。

②就労継続支援Ｂ型　午前 10 時から午後 4 時までとする。

ただし、事業所が必要と認めた上で、予め利用者に申告をする場合においては、サービス提供時間を変更および延長する場合がある。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、35 名とする。

うち指定生活介護 15 名、指定就労継続支援Ｂ型 20 名とする。

（主たる対象者）

第７条　事業所において指定生活介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（ア）身体障害者（18 歳未満の者を除く。）

（イ）知的障害者（18 歳未満の者を除く。）

（ウ）難病等対象者（18 歳未満の者を除く。）

（サービスの内容）

第８条　事業所で行う指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

（１）生活介護計画の作成

（２）食事の提供

（３）入浴又は清拭

（４）身体等の介護

（５）生産活動

（６）創作的活動

（７）身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

（８）生活相談

（９）健康管理

（１０）訪問支援

（１１）送迎サービス

（１２）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（２）から（１１）に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

２　事業所で行う指定就労継続支援Ｂ型の内容は、次のとおりとする。

（１）就労継続支援Ｂ型計画の作成

（２）生産活動

（３）就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練

（４）食事の提供

（５）施設外支援

事業者は、職場実習、求職活動等の施設外支援を実施する。

（６）施設外就労

事業者は、一般就労への移行及び工賃の引き上げを図るため、企業から請け負った作業をその企業内で行う施設外就労を実施する。

（７）前各号を通じて、知識及び能力が高まった者について就労への移行に向けた支援

（８）前各号に揚げるもののほか、就労継続支援Ｂ型の利用者に必要な支援

（利用者から受領する費用の額等）

第９条　指定生活介護等を提供した際には、利用者から当該指定生活介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定生活介護等を提供した際は、利用者から当該指定生活介護等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して

交付するものとする。

3　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（1）日用品費の実費

（2）食事の提供に係る費用

昼食１食につき 300 円（食事提供加算を除く食費の実費）

（3）飲料およびおやつに係る費用（実費）

コーヒー・おやつ代１日につき 205 円（実費）

（4）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5　送迎サービスの利用にかかる利用者負担は、徴収しないものとする。下記 10 条に規定する通常の実施地域以外についても同様とする。

6　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（通常事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、加古川市、高砂市、播磨町、稲美町の区域とする。

（工賃の支払）

第１１条　指定生活介護において、事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2　指定就労継続支援Ｂ型において、事業所は、利用者に事業の収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払う１月当たりの工賃の平均額は 3 千円を下回らない額とする。また、工賃の水準を高めるよう努める。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１２条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

（1）利用者および保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の利用者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないこと。

（2）室内の機器等の使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

（3）利用者の体調・健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

（4）利用者の疾病で、主治医が、指定生活介護等の提供中に他の利用者に感染する疾病

と診断した場合、サービスの利用はできない。

（利用者負担額等に係る管理）

第１３条　事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第３項（法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第 17 条第１項に規定する負担上限月額、又は令第 43 条の６第１項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（人格の尊重）

第１４条　事業者は、当該事業の利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

（秘密の保持）

第１５条　事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　従業者及び管理者は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

３　従業者及び管理者であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、従業者及び管理者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者及び管理者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得るものとする。

（緊急時における対応方法）

第１６条　現に指定生活介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　指定生活介護等の提供により事故が発生したときは、都道府県、市町村、利用者の家

族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　指定生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第１７条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第１８条　事業所は提供した指定生活介護等に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

３　事業所は、提供した指定生活介護等に関し、市町から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　事業所は、市町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

５　事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。

（虐待防止に関する事項）

第１９条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年１回以上）

（５）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（契約時の文書の交付）

第２０条　保護者及び利用者に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

２　契約締結に際しては、提供する当該サービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書

を交付するものとする。

（衛生管理）

第２１条　事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（３）事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（重要事項の掲示）

第２２条　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第２３条　事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第２４条　事業者は、提供する当該サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

（研修による計画的な人材育成）

第２５条　事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

２　前期の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第２６条　利用者に対するサービスの提供による事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

（１）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

（２）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を管理者に報告し、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

（３）事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

２　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

３　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

４　サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行なう。

５　当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

（業務継続計画の策定等）

第２７条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体拘束等の禁止）

第２８条　事業者は、指定生活介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

３　事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

（２）身体拘束等の適正化のための指針の整備

（３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施

（職場におけるハラスメントの防止）

第２９条　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（その他運営に関する重要事項）

第３０条　事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後１カ月以内

（２）継続研修　年１回

２　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業者は、利用者に対する指定生活介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護等を提供した日から５年間保存するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（その他）

第３１条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

令和８年 11 月１日施行